

地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書

消費者被害・トラブル額は、令和4年1年間で約6.5兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、相談体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の継続・強化が非常に重要である。全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を確保するためにも、地方公共団体が消費者行政を推進していくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠である。しかしながら、国が地方消費者行政に対して措置する交付金の予算額が消費者庁創設時に比べ大幅に減額されているとともに、活用等に制限が定められており、このままでは消費生活相談員の配置ができなくなる等、地方消費者行政が後退し、国民の安全・安心な生活が脅かされるおそれがある。また、消費生活相談の最前線に対応をしている消費生活相談員が安定的に業務を継続できるよう処遇等の改善が必要であるとともに、それにかかる制度設計と国による予算措置が必要である。さらに、国が進める消費生活相談のDX化にかかる予算も国の責任で措置すべきである。

このことは、地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費者行政を行う必要がある。地方消費者行政に対する国の交付金、特に、令和6年度末、令和7年度末に多くの自治体で消費生活相談員人件費に活用できる交付金の活用期限の終期を迎えることは、地方消費者行政の後退につながり、ひいては国全体の消費者行政の後退につながるものであり、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

よって、国におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を検討すること。また、消費生活相談員人件費に活用できる新たな交付金の創設等について検討を行うこと。
- 2 地方公共団体が消費者行政を行うために必要としている十分な額の予算措置を行い、地方公共団体の置かれている状況を鑑みた仕組みとすること。また、国が進めるDX化にかかる予算も国の責任で措置すること。
- 3 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善にかかる制度設計と必要な予算措置をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

熊本県議会議長 山口 裕

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
財務大臣	鈴木俊一様

内閣府特命担当大臣 自見 はなこ 様
(消費者及び食品安全)